

2023
1

しがの生協

No.192

TOPICS トピックス

1月17日阪神淡路大震災 (1995年)と助け合い



写真提供:神戸市

ボランティア元年

地震直後、ボランティア活動参加者は1日平均2万人超。ボランティア活動への認識が高まりました。

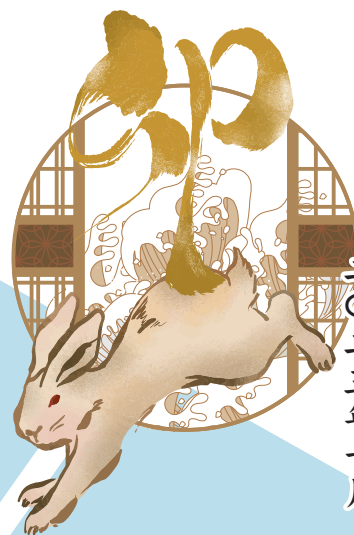
2021年、日本生協連と全社協、「災害時における災害ボランティア活動支援に関する協定」締結。全国の会員生協でも社協との協定締結がすすんでいます。



被災者生活再建支援法

1996年、兵庫県、神戸市、連合、社会経済生産性本部、全労済グループ、日生協の6団体で「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足。その後、全国で「県民会議」が結成され、2,500万筆を目標に署名活動を展開、1998年、支援法成立しました。

東日本大震災、熊本地震、各地の水害などの災害発生時に役立てられています。



謹賀新年
二〇二三年一月

行政との災害協定の締結

1995年、滋賀県と「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」締結。1997年、2府4県の府県連と日生協で「震災等大規模災害時における応急物資に関する協定」締結。

災害時に地域で行政や団体と協力する。そのためには、普段からの関係づくりが大切です。また、災害が発生時には、持っているインフラを最大限活用して支援活動に取り組む、そして、被災者の生活を取り戻す手助けをするために、事業の早期再開が重要だと考えています。



私たちに
なにができるでしょう！

減災はご近所(近所)の
おつきあいから

自力脱出困難者だった人のうち
約8割の人が、近隣の人たちに
助けられました！

協 同 組 合 ア イ デ ン テ ィ テ ィ

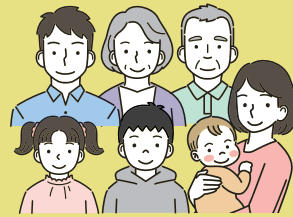
1995年ICAマンチェスター大会での原則見直しの特徴点

協同組合原則は、どんな社会・経済制度のもとでもすべての協同組合が守っていくとされる普遍的な原則です。

定義

ICAの歴史上はじめて定義が確立されたことは、画期的なものであり、協同組合を真正面からとらえて、協同組合の目的、組織の仕組み、事業の在り方について記述され、自発的、自治的、民主的であり、協同組合自体が事業体としてあることを明確にしています。

文化的ニーズは、人としての心豊かなもの、心のふれあいを目指すことが、経済的・社会的ニーズでは表現できなかったことを追記しています。



組合員が財政基盤である出資金の拠出、剰余金の使途について責任の言及。

組合員が自らのくらしを守り、よりよくするために協同組合に加入するのであって、配当など利益をえるための株式会社とは異なる点が記述されています。

組合員の経済的参加

第3原則



第4原則

自治と自立



協同組合が持続可能なものとなる上では、自治と自立は欠かせないものであり、政府や他の組織から独立していないと、財政や人的に従属していると意思決定への判断に影響を受けることとなるための記述です。

教育もたいせつであるが、協同組合の特質・利点を若い人を対象とした記述は、これからの協同組合の将来を考える上で、そして社会的地位を確保していくためにも重要な記述です。

教育、訓練及び広報

第5原則



第7原則

コミュニティへの関与



協同組合が地域に根差して活動している以上必要なことであるが、組合員の同意を得ていないことやその声を軽視したりして、行政等の下請けとならないよう組合員の同意や意思による承認のもとに活動がなされることの条件が課せられています。

※現在原則の見直し協議が全国で行われています。

地域共生社会

会員生協の取り組み

協同組合の視点で、協同組合間協同 国・自治体・他団体連携で地域社会づくり

■（第7原則）コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する

1995年の第7原則が追加されたことにより、各生協は協同組合の視点として、協同組合間連携、他団体との協同、国・自治体との連携を持ち地域社会づくりに寄与してきました。

令和3年度より、行政庁の許可を得て員外利用させることが認められる事業を列挙した、生協法施行規則が一部改正されました。この改正は、過去のいくつもの事例を踏まえた生協の活動が社会的に認められ、今の時代や社会に必要な不可欠な存在として認められたものであり、生協への期待も大きいということが言えます。今回は地域共生社会づくりのとりくみを実践をされている、会員生協の事例を紹介します。

組合員以外の者に事業を利用させることのできる条文に以下が追加されました。

生協法施行規則第11条 ト

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第4条に規定する地域住民等(※)により構成された地域の課題の解決を図る取組を行う組織が、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該組織に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合(※)地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者

滋賀県勤労者住宅生活協同組合

地域共生づくりへの活動について

滋賀県住宅生協は、日頃よりご支援、ご協力をいただいております業者の方々や労働組合の方々137名の参加のもと、新型コロナウイルス感染症の影響で2019年5月以来3年半ぶりとなる第20回「レインボーフェスティバルチャリティーコンペ」を11月28日に開催し、387,000円の寄付を、滋賀県児童福祉入所施設協議会に行いました。

滋賀県児童福祉入所施設協議会へ寄付 「レインボーフェスティバルチャリティーコンペ」 開催の取組に至った経緯について

滋賀県児童福祉入所施設協議会は、さまざまな事情により家族と一緒に生活できない子どもたちの暮らす児童養護施設や、障がいのある子どもたちで経済的な理由などにより家庭での生活が困難な子どもたちが暮らす施設等で構成されています。社会的養護児童の社会自立については、経済的な課題とソーシャルスキルの課題があり、寄り添える家族がない分、厳しい状況に追い込まれてしまうとのお話があり、少しでもそれらの負担軽減につなげられないかとの思いで始めました。

寄付金は、入所者が施設を退所され新たな生活を始める際の支度金に活用いただいております。

贈呈は、信楽学園へお伺いし滋賀県児童福祉入所施設協議会山之内会長と信楽学園の子どもたちに出



寄付金贈呈の様子

迎えていただき、お礼と感謝の言葉をいただきました。子どもたちが健全に成長し、社会へ力強く生活を営んでいけることを心から祈念して今後も応援活動を続けて参ります。

滋賀県住宅生協では、家づくり、街づくり、そして福祉事業について、組織一丸となり取り組んで参ります。

滋賀県勤労者共済生活協同組合

7才の交通安全プロジェクト

未来ある子どもたちを
地域・社会全体で見守る

「未来ある子どもたちを交通事故から守りたい。」私たち滋賀県勤労者共済生活協同組合（こくみん共済coop滋賀推進本部）は、そんな思いから、地域・社会のみんなで子どもたちを交通事故から守っていく活動である『7才の交通安全プロジェクト』に取り組んでいます。

小学校に入学する「7才」という年齢は、登下校、友達との交流、様々な地域活動への参加などにより行動範囲がぐんと広がる一方、大人よりも目線が低く、まだ十分に注意力が育まれていないため、他の年齢に比べて交通事故に遭うリスクが高まることが指摘されています。

こうした年齢層を中心とした子どもたちを地域・社会全体で見守るべく、「交通安全週間にあわせてわこ放送TVCMによる交通安全啓発」「交通安全ハザードマップの作成・提供」に取り組むほか、地域・社会へのカタチあるお役立ちにつながる活動として、2019年以降毎年、滋賀県警察本部あてに「横断旗の寄贈」（マイカー共済見積もり1件につき横断旗1本を寄贈を行っており、これまでに寄贈した旗は累計6,294本となり、来年4月には約3,200本を寄贈する予定となっています。これらの横断旗は、県内各地区の交通安全協会などの活動をつうじて、子どもたちを交通事故から守ることに役立ていただいております、感謝の声を頂戴しています。

交通事故のない暮らしを目指して、そして、みんなのそばにいつも安心をお届けするため、これからもこの活動に取り組んでまいります。



交通安全横断旗(イメージ)



2021年度横断旗贈呈式の様子



7才の交通安全ハザードマップ

他団体との連携

「核兵器禁止条約への批准・署名を求める県民の会」 NPT再検討会議報告

日本政府は核兵器禁止条約の署名・批准を

11月23日、滋賀弁護士会館で、「核戦争防止滋賀県医師の会」「日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める滋賀県民の会」共催で、講演会「第10回NPT再検討会議に出席して～被爆者の思い、そしてこれから」を開催。日本被団協の和田征子事務局次長の講演に会場30人、オンライン7人が参加しました。

自宅の隣の空き地に山積みされた遺体が毎日焼かれた話をお母さんから聞いて育ったことが、1歳10か月の時、長崎で被爆した和田さんの原点。人間の尊厳とは何だろう。人はゴミのように焼かれるために生まれてきたのではないと訴えました。

8月1日から26日、「核不拡散条約（NPT）再検討会議」が開催されました。ウクライナ侵攻で、核兵器先制使用を公言したロシアが、ザポロジエ原発をめぐる記述に反対し、全会一致原則の文書採択は拒まれました。また、核保有五大国とその同盟国も、NPT発効から52年経ても依然「誠実に核軍縮交渉



日本原水爆被害者団体協議会
事務局次長
和田 征子さん

を行う義務（第6条）」を無視。和田さんは「5年前に核兵器禁止条約が採択され、生きていて良かったと喜び合った被爆者も、今や平均年齢85歳。誰にも同じ苦しみを味わわせたくない」と発言しました。

講演の最後に「核兵器は人が作り、人が使った。なくすことができるのも、人の英知と公共の良心。唯一の戦争被爆国である日本政府に、核兵器禁止条約の署名・批准を求めましょう」と呼びかけました。

活動交流で、滋賀県生協連は、次世代への運動継承のために、SNSなどを使った大学生協組合員への取り組みなどを報告しました。

消費者ネットしが主催 消費者問題学習会Ⅱ講演会

消費者にとってのキャッシュレス決済とは ～その現状と課題～

12月10日、滋賀弁護士会館で、「NPO消費者ネットしが」主催の学習会「消費者にとってのキャッシュレス決済とは」を開催。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会副会長の樋口容子さんの講演に、会場・オンライン合わせて40人が参加しました。

経済産業省は2025年までに、キャッシュレス決済の割合を40%まで引き上げるビジョンを策定しています。（2015年現在、日本18%、アメリカ45%、韓国89%、中国60%）

決済方法は3種類。前払い（プリペイドカード、電子マネー等）、即時払い（デビットカード等）、後払い（クレジットカード等）のそれぞれのメリット・デメリットを理解した上でくらしの中でうまく活用することや消費者としても、アンテナを張って注意事項などをよく読むことを話されていました。

キャッシュレス決済は、便利でクーポン等の得点



日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会 副会長
樋口 容子さん

がありますが、特にインターネット・通信販売などでは、「商品未着」「偽物・粗悪品・異なる商品が届く」「業者と連絡がつかない」等の具体的な危険がことなど、丁寧にお話を頂きました。そんな中、「クレジットカード決済」は、消費者、販売店ともに「与信審査」があるのでトラブル解決に協力が得られるので、消費者保護という観点からはクレジットカード決済が最も安全であることは今までの認識がなかったので気づかされたとの多くの声を頂きました。

最後に何かあれば、居住地の消費生活センターに相談するか、「188（イヤヤ）」に電話してくださいて講演を終わられました。

滋賀県立大学生協同組合

ハロウィンケンちゃんを見つけろ！ 公式LINEに3500通のメッセージ

10月24日から31日にかけて滋賀県立大学生協にてハロウィンイベントを、学生と生協が一体となって実施しました。日ごろから生協を利用いただいている組合員様に感謝をお伝えするとともに、何気ない大学生活が“いろとりどり”になれば、との想いで企画しました。



10月31日は「ハロウィンケンちゃんを見つけろ！」というイベントを実施しました。学内に隠れた当生協マスコットの「ケンちゃん」を見つけ、公式LINEに写真を送ることで、お菓子をもらうことができます。また公式LINE上でケンちゃんにメッセージを送ることで、ヒントをもらえたり、お話ししたりすることができます。

公式LINEに届いたメッセージは約3,500通を超え、100名近い方にご参加いただきました。

参加者からは「友達と一緒に参加し協力することで仲も深まった」「普段過ごしている大学がちょっとしたテーマパークになった」「大学でハロウィンを楽しめたのは初めて」とのお声をいただきました。

滋賀大学彦根生活協同組合

当日完売 カフェ期間限定メニュー

滋賀大彦根生協では、学生委員会CIELが中心となり、夏休み前からカフェでの期間限定メニューの展開の準備を進め、10月から12月まで月替わりで学生が考えた企画メニューを展開しました。

コロナ禍となった2020年度はオンライン授業が中心となり、日々の利用が少ないことから、1年間店舗を閉店することとなりました。徐々に回復しつつあった2021年度も大幅に営業時間を短縮して営業することとなりました。

そんな中、生協の理事会において、カフェの経営状態の厳しさなどを知った学生委員会と意見を交わす中で、カフェの利用者がある程度固定化してしまっていることや、コロナ禍前のカフェの営業形態やメニューなども知らない学生も多い

ことからみんなが利用したくなるお店作りができないかという事で、学生が考えたメニューを期間限定で提供することとなりました。

当日はすぐに完売することとなり、非常に喜ばれる企画となりました。

10月：ハロウィンパフェ、トリックバーガー(1日限定)



11月：
ローストビーフサンド
(11月29日いいにこの日)



12月：
チキンカツサンド
(12月23日)



いのちの尊さを考える学習会

絵本作家 浜田桂子さん

「いのち へいわ」

～子どもたちと語りあってきた大切なこと～

いのち・へいわのたいせつさを子どもたちに伝える心の学びを。
子どもさんと一緒に考え、話し合ってみませんか。

参加費
無料



と き 2023年2月11日(土)
10:00～12:00 (受付9:30～)

と ころ キラリエ草津 4階 401号室
(草津市立市民総合交流センター)
(滋賀県草津市大路二丁目1番35号)

講 師 浜田 桂子さん(絵本作家・画家)

定 員 会場参加 30名
オンライン参加 50名

参加費 無料 申込要・定員になり次第終了

スケジュール	10:00 開会・開催挨拶
	10:05 講演 浜田桂子さんのお話
	11:30 感想・交流
	12:00 閉会

主催：滋賀県生活協同組合連合会 平和活動委員会

※オンラインは、Zoomを利用します。
オンライン参加の方は、**メールアドレスを必ずお書きください。**
ご記入いただいたメールアドレスに参加できるログインURLを送付いたします。
※会場での参加の場合、当日、発熱などのかせ症状がある場合は、参加をお控えください。新型コロナウイルス感染拡大の状況などにより、オンラインのみで実施する可能性がございます。

お申込み

滋賀県生活協同組合連合会 事務局

滋賀県野洲市富波甲972番地 (平日：月～金10時～17時)

TEL:077-518-0072

「いのちの尊さを考える学習会」申込みまで

E-mail:siga-seikyoren@sings.jp 又は

FAX:077-518-0078

申込締切:2月8日(水)

状況によりオンラインのみになる可能性がございます。



二次元コードでお申込み

【参加申込欄】

お名前(ふりがな)	電話番号	連絡先メールアドレス	参加方法
			会場・web
			会場・web

※オンラインでご参加の方は参加される端末のメールアドレスをご記入ください。
※ここに記載いただく個人情報は、当団体の活動以外には使用しません。

滋賀県生協連からの お知らせ

地域の減災・防災学習会を開催しました。

11月18日、大津市のコラボしが21において、「発災時にいのちを守るために、～家族と自分のためにできること～」をテーマに、防災士でもある共済生協の本田さんに講演を頂きました。滋賀県には、地震が来ない、地震が来ても自分は被害に合わないなど、楽観バイアスが働くことで、逃げ遅れたりすることが人にはある。このバイアスの壁を破ることを学習会の大きな目標にしました。震災への備えや震災が発生からの行動など、今できること、100円均一で安価に防災や減災に取り組めることや避難所などで知っておくと便利で役立つことなど、具体的に丁寧に教えて頂きました。参加者の中には、阪神淡路大震災を経験している方もおられ、「日本のどこで起こってもおかしくない災害について、専門職の方から「知る」という事はとても大事です」。「その学びをどのように自分の中で落とし込みながら周りの人にも伝える努力をするかが大切です」や「防災減災の意識付けをするための学習会として、私たちの暮らしに役立つと感じました。普通の暮らしが一瞬にしてできなくなることは明日でもあり得るのです」など、明日からできることを家族で話し合う方も多く、行動を促すきっかけづくりとなりました。また、短時間でのグループ交流の時間を取り、他の方の意見を聴いて、また自分の考えも述べて話し合うことで、考えが深まることを感じました。との意見を頂きました。

学習会内容はこちらの
二次元コードにて ↓



「日本政府に核兵器禁止条約への批准、署名を求める署名」の署名への協力有難うございました。

核兵器禁止条約の概要を学ぶとともに、私のできることとして署名活動を3か月間実施してきました。多くのみなさんの平和への想いや願いが込められていると思いますので、しっかりと受け止め、被団協に届けさせていただきます。



取り組み期間

2022年10月1日～12月31日

上記期間内の署名数

107筆

累計の署名数

9,695筆

署名の扱いについて

各会員生協に提出された署名及び電子署名は、滋賀県生協県が集約、責任をもって日本原水爆被害者団体協議会へ送付させて頂きました。

2023年賀詞交歓会を開催しました。

1月19日（木）琵琶湖ホテルにて、3年ぶりに新年賀詞交歓会を開催しました。①滋賀県生協連と関係のある行政及び報道機関、諸団体各位にお集まりいただき、相互理解を深めるための場②参加者からの発言を通して生協をより深く理解して頂ける場として開催しています。

コロナウイルス感染症対策をとりながら、夜間から昼間開催に変更し、行政関係、県議会、国会議員、報道関係、関係団体、会員生協のみなさまとの懇親・交流と情報交換を行いました。滋賀県生協連や会員生協の活動紹介のスライドショーも上映しながら、2025年ビジョンに向かって、滋賀県民の暮らしに役立つための事業や活動を展開している姿へ出席者からの期待と激励のメッセージを頂きました。

理事会 報告

10月～12月常務理事会及び 11月18日理事会での主な決定・確認事項

◆常務理事会決定・確認事項

- ①滋賀県労協主催の「ヤングケアラー」問題講演会への後援
- ②2023.3.1ピキニデーへの派遣
- ③ピースアクション IN オキナフへの派遣
- ④令和4年度滋賀県食の安全・安心シンポジウムの共催依頼について
- ⑤「いのちの尊さを考え合い、安心して暮らせるための心の学びの場」の実施
- ⑥近畿ろうきんと生協連との懇談会報告
- ⑦リレー・フォー・ライフジャパン in 滋賀医科大学からのお礼
- ⑧しが生物多様性取組認証制度の更新の申請報告

◆理事会決定・確認事項

- ①2023年賀詞交歓会の開催について
- ②第1回大規模災害対策委員会報告
- ③2022年度上半期活動報告 など

今後の主な予定

1 2023 January	7日	京都府生協連新春交歓会参加
	11～12日	日本生協連全国方針検討会議
	19日	第7回常務理事会 第5回理事会 新年賀詞交歓会（琵琶湖ホテル）
2 2023 February	26日	第4回関西地連運営委員会 第3回県連活動推進会議
	11日	いのちの尊さを考える学習会
	17日	第8回常務理事会
3 2023 March	8日	MCA無線訓練
	10日	第3回近畿地区生協府県連協議会
	17日	第9回常務理事会／第6回理事会

発行 滋賀県生活協同組合連合会

〒520-2351 滋賀県野洲市富波甲972番地 生活協同組合コープしが内
TEL:077-518-0072 FAX:077-518-0078 URL: <http://shiga-seikyoren.org/>
Mail: siga-seikyoren@sings.jp

